

ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 本事業は、県内企業が共同で製造する供給網を構築し、販路開拓に繋がる試作品開発を支援することで、技術力向上と取引拡大を図り、より一層のロボット関連産業の集積を促進することを目的として、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「県内企業」とは、福島県内に企業活動の拠点（本社、試験・評価センター、開発拠点、生産拠点等）を有する製造業者をいう。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助金は、別表第1に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する別表第2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助対象事業を実施する事業者等（以下「補助事業者」という。）へ交付するものとし、その額は、補助対象経費に別表第3に掲げる補助率を乗じ、予算の範囲内で知事が定める額とする。

2 本要綱により補助金の交付を受けようとする事業経費は、他の補助金の交付を受けていないものに限る。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときには、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項によ

る交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

- 3 知事は、第4条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第6条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときには、あらかじめ様式第2号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (イ) 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合
- (ウ) 補助対象経費の20%以内の減額で補助金の額に変更が生じないもの

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減を除く。

(3) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項を承認する場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事故の報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 知事が第12条第1項に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、様式第4号に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して15日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日（土日祝日の場合は、前営業日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第4号及び様式第4-1号）
- (2) 支払いを証する書類の写し（見積書、納品書、請求書、銀行振込受領書等）
- (3) 事業の成果を確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときには、様式第5号による精算(概算)払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第2項に基づく返還の規定については、第12条第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

- 第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- (5) 補助事業者から、第7条第1項第3号に基づく申請があったとき。
 - (6) 補助対象事業に従事した者が、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省）により研究活動の不正行為があったと認定された場合。
 - (7) 補助対象事業に従事した者が、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省）により公的研究費の不正使用及び不正受給があったと認定された場合。
 - (8) 補助事業者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 補助事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、知事が補助事業者に対して当該契約の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったとき。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている場合、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第16条 補助事業者は補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合におけ

る対応経費を含む)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第7号を記帳整理し、これを保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条第1項に定める実績報告書に様式第8号による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格または効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 2 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。
- 3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第9号を知事に提出しなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(試作品の取扱い)

- 第18条 補助事業者は、補助事業で製造した試作品を有償で販売または貸与してはならない。

(実施結果の調査)

- 第19条 知事は、必要と認めるときには、補助事業者に補助事業の実施結果を様式第10号を用いて提出させることができる。

(補則)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年6月25日から施行する。

別表第1（補助対象事業）

事業の区分	事業の内容
ロボット産業事業者 間連携体制構築支援 事業	<p>単独では受注または製造できない案件を複数社が連携することでユニット品の開発が可能となり、販路開拓に繋がる試作品開発（※）を行う事業。</p> <p>なお、本事業における試作品は、「センサ」「知能・制御系」「駆動・構造系」「その他」のロボットのいずれかの要素技術を有するもの、または上記の要素技術を複数組み合わせたものとする。</p>

※試作品とは：①メーカー等から製造依頼があったもの（レンタルする試作品を含む）
②展示会等で展示する自社の試作品とする。

別表第2（補助対象経費）

経費区分	内容
旅費	<p>補助事業を行うために直接必要な旅費及び外部の専門知識の提供等を受ける講師等の実費旅費</p> <p>なお、旅費の支出に関しては、企業の規定によること。また、出張等の承認、出張依頼書及び出張報告書を作成すること</p>
消耗品費	補助事業を実施するために直接必要な原材料費及び消耗品費
機械装置費	<p>補助事業を実施するために直接必要な機械装置（ソフトウェアを含む）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費</p> <p>補助事業を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する費用</p>
外注費	加工等試作（ソフトウェアを含む）の外注に要する経費
開発費	<p>(1)実証試験費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証試験実施施設、会場等の借上げに必要な経費 ・実証試験実施に関する安全確保のために必要な経費 <p>(2)各種評価試験に伴う手数料等</p> <p>(3)指導費</p> <p>補助事業のために直接必要で、外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼</p> <p>(4)知的財産取得に関する経費（拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する場合を除く）</p> <p>(5)ロボット等の運搬費</p> <p>(6)その他必要と認める研究開発経費</p>
その他	その他知事が認めるもの

別表第3 (補助率)

補助率	補助対象事業費の上限額
2分の1	1,000万円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

福島県知事 様

所在地
名称
代表者名

年度ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金交付申請書
ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第4条第1項に基づき、
上記補

助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容等

別紙1「ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業計画書」及び
別紙2「ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業収支明細書」のとおり

2 事業着手及び完了予定日

年 月 日 ～ 年 月 日

3 補助事業に要する経費

金 円

4 補助対象経費

金 円

5 補助金交付申請額

金 円

6 連絡先

本件責任者名
事務担当者名
連絡先

様式第 1 号の別紙 1

ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業計画書

1 申請者の概要

会社名称（ふりがな）	
代表者役職・氏名（ふりがな）	
住所（本社）	〒
住所（県内）	〒
事業所概要（該当に○）	（本社 試験・評価センター／研究開発拠点 生産拠点 その他）
従業員数	
設立年月日	
主な事業の業種名	
主な製品、サービス等	
主なグループ会社	
本事業と同様の内容での他の補助金受給の有無	あり ・ なし

2 担当者

所属	
所属住所	〒
役職・氏名（ふりがな）	
電話番号（必須）	
E-mail（必須）	

3 連携企業の概要

【連携企業①】

会社名称（ふりがな）	
代表者役職・氏名（ふりがな）	
住所（本社）	〒
住所（県内）	〒
事業所概要（該当に○）	（本社 試験・評価センター／研究開発拠点 生産拠点 その他）
従業員数	
設立年月日	
主な事業の業種名	
主な製品、サービス等	

【連携企業②】

会社名称（ふりがな）	
代表者役職・氏名（ふりがな）	
住所（本社）	〒
住所（県内）	〒
事業所概要（該当に○）	（本社 試験・評価センター／研究開発拠点 生産拠点 その他）
従業員数	
設立年月日	
主な事業の業種名	
主な製品、サービス等	

※連携企業が更にある場合は、適宜表を追加すること

4 事業概要

<p>メーカー等の試作品 発注元企業</p>	
<p>試作品の該当区分 (該当の番号に○)</p>	<p>①要素技術 (センサ) ②要素技術 (知能・制御系) ③要素技術 (駆動・構造系) ④要素技術 (その他) 具体的な分野等 () ⑤ロボット ※⑤については①～③の要素技術を組み合わせたものであること。</p>
<p>試作品の概要 (どのような製品か分かるよう 詳細に記載すること)</p>	
<p>試作品開発の背景や 課題</p>	
<p>事業実施内容</p>	<p>○連携する県内企業 ①企業名： _____ ②企業名： _____</p> <p>○連携する県内企業の役割 (部材加工、部材供給等、各企業の役割が分かるように詳細に記載すること。)</p> <p>○連携する必要性</p> <p>○連携することにより得られる効果</p>
<p>事業実施 スケジュール</p>	

様式第1号の別紙2

ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金収支明細書

(収入の部)

(単位：円)

区分	予算額	調達先 (金額の内訳)
自己資金		
借入		
その他		
補助金申請額		福島県補助金
合計		

※「補助金申請額」欄の「予算額」欄は、千円未満を切り捨てて記入してください。

(支出の部)

(単位：円)

経費区分	経費全体額	補助対象経費	補助金申請額	明細
旅費				
消耗品費				
機械設備費				
外注費				
開発費				
その他				
合計				—

※「補助申請額」欄の「合計」欄は、千円未満を切り捨てて記入してください。

※明細欄には、経費全体額の内訳 (積算の根拠) を記入してください。欄が不足する場合は、別紙 (任意様式) に、正確に記入してください。

※本年度の事業実施期間に支出するものについて記入してください。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住所
名称
代表者氏名

年度ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認
申請書

年 月 日付け福島県指令産第 号で交付決定のあった計画を変更
（中止・廃止）したいので、ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金交付要綱
7条に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費全体額、補助対象経費及び補助金申請額
別紙 変更収支計画内訳を参照ください。

※変更の内容及び理由は、変更点ごとにできる限り詳細に記入してください。（補助事業の
追加による変更の場合は、第1号様式に準じた事業計画書を添付してください）

※中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請してく
ださい。

変更収支計画内訳

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予算額		調達先等 (変更後の金額の内訳)
	変更前	変更後	
自己資金			
借入			
その他			
補助金申請額			福島県補助金
合計			

※「補助金申請額」欄の「予算額」欄は、千円未満を切り捨てて記入してください。

(支出の部)

(単位：円)

経費区分	経費全体額		補助対象経費		補助金申請額		明細 (変更後の金額について記載)
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
旅費							
消耗品費							
機械設備費							
外注費							
開発費							
その他							
合計							—

※「補助金申請額」欄の「合計」欄は、千円未満を切り捨てて記入してください。

※明細欄には、経費全体額の内訳(積算の根拠)を記入してください。欄が不足する場合は、別紙(任意様式)に、正確に記入してください。

※本年度の事業実施期間に支出するものについて記入してください。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住所
名称
代表者名

年度ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金事故報告書
ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第8条に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の原因及び内容
- 2 事故に係る金額
- 3 事故に対する措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住所
名称
代表者名

年度ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金実績報告書
ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業を実施したので、交付要綱第11条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 完了年月日

年 月 日

2 実施した補助事業

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の成果

(3) 今後の展開

(4) 提出書類

ア 様式第4-1号 補助事業の収支決算

イ 支払いを証する書類の写し(見積書、納品書、請求書、銀行振込受領書等)

ウ 事業の成果を確認できる書類

エ その他知事が必要と認める書類

様式第4-1号

補助事業の収支決算

(収入の部)

(単位：円)

区分	決算額	内訳 (調達先)
自己資金		
借入金		
その他		
補助金充当額		福島県補助金
合計		—

※「補助金充当額」欄は、千円未満切り捨てて記入してください

(支出の部)

総括表

(単位：円)

区分	補助事業に要した 全体経費実績額	補助対象経費		補助金申請額		明細
		計画額	実績額	計画額	実績額	
旅費						
消耗品費						
機械設備費						
外注費						
開発費						
その他						
合計						

※「補助金申請額」欄の「合計」欄は、計画額と実績額のいずれも千円未満を切り捨てて記入してください。

※「計画額」について、変更承認申請を行った場合は、変更後の計画額を記載してください。

※「明細」欄には、「全体経費実績額」の内訳（積算の根拠）を記入してください。欄が不足する場合は、別紙（任意様式）に、正確に記入してください。

※事業実施期間内に支出し使用したものについてのみ記入してください。

※財産を取得している場合は、交付要綱第16条第3項の規定に基づき、様式第8号による取得財産等管理明細表を添付してください。

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住所
名称
代表者名

年度ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金精算（概算）払請求書
ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第13条に基づき、下記
のとおり申請します。

記

- 1 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること）
- 2 請求金額の算出内容（※概算払の請求をするときに限る）

（1）補助金交付決定額	円
（2）今回請求額	円
（3）残額	円
- 3 概算払を必要とする理由（※概算払の請求をするときに限る）
- 4 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること
 - （1）金融機関名
 - （2）支店名
 - （3）預金種別
 - （4）口座番号
 - （5）名義

※ 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

- 5 連絡先
 - 本件責任者名
 - 事務担当者名
 - 連絡先

様式第5号 (別紙) (概算払請求内訳書)

(単位：円)

経費区分	交付決定			既受領額 (B)	概算払 請求額 (C)	残額 (A-B- C)	明細
	事業 費	補助 対象 経費	補助 金 (A)				
旅費							
消耗品費							
機械設備 費							
外注費							
開発費							
その他							
合計		—	—	—	—	—	—

※概算払請求額の積算根拠となる書類を添付してください。

※「概算払請求額」欄は千円未満切り捨てて記入してください。

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

福島県知事様

住所
名称
代表者名

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第14条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（交付要綱第12条第1項による額の確定額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
円
- 4 補助金返還相当額（3 - 2）
円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア) 事務用品備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、(エ) 無体財産権（産業財産権等）、(オ) その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第8号（第16条関係）

取得財産等管理明細表（ 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア) 事務用品備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、(エ) 無体財産権（産業財産権等）、(オ) その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

福島県知事 様

住所
名称
代表者名

年度ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金財産処分承認申請書
ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第17条3項に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名等 ※取得財産等管理台帳の該当財産部分抜粋

財 産 名 :

取得年月日 : 年 月 日

取得価額 : 円

(2) 処分の内容及び処分予定日

処分の方法 :

処分予定価格 : (有償・無償) 円

処分予定日 :

処分の相手方 (住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2 処分理由

(注) 添付書類はについて、別途指示することがあります

年 月 日

福島県知事 様

住所
名称
代表者名

年度ロボット産業事業者間連携体制構築支援事業費補助金実施結果報告書
年 月 日付け福島県指令産第 号で交付決定のあった、上記事業の実
施結果について下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の開始及び終了年月日
年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 試作品納品後の取引開始状況（該当するものに○）
- ① 現在、取引を行っている
 - ② 今後、取引が始まる予定である
 - ③ 取引に至らなかった
- （③の理由： ）

3 実施結果（上記2で①または②の場合記入すること）

試作品名	
発注元企業名	
メーカー等の発注元への納品状況	※試作品納品後にメーカー等と継続して取引があったか等、詳細に記入すること
今後の納品計画	

- 4 発注元企業名の公表の可否（該当する方に○）
- 可 否